



経審が変わります。

CPD (継続教育) が加点されます。

令和3年4月～

知らなかつたじゃ すまされない!

「知らなかつた」じゃあ
すまないぞ!

変わるって…

本当

ヤバイかも

変わるんですよね

んだ…

教えてください!

【お問い合わせ】

公益社団法人 滋賀県建築士会 事務局

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1丁目1-18 建設会館3階

<http://www.kentikushikai.jp/>



<http://www.kentikushikai.jp/event/180321/>

経営審査事項の審査基準の改正により令和3年4月より 継続教育(CPD)が加点対象、最大10点加点になりました

経審改正 の概要

改正建築業において、建設工事に従事するものは、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術または技能の向上に努めなければならぬとされました。

詳しくは、国土交通省
WEBサイトをご確認ください



これを踏まえて、経審のそのほかの審査項目(社会性)に新たにW10として「知識及び技術または技術の向上に関する取組みの状況」項目が追加され、**技術者一人当たりの年間単位取得数を評価されCPDで最大10点の加点となります。**
(国土交通省HP資料より)

継続教育(CPD)について

多くの建設業団体で、技術者の能力維持向上を図るための継続教育(CPD)認定のプログラムが実施されています。CPD登録された技術者はCPD認定研修のプログラムを受講することでCPD単位(研修1時間あたり1単位)を取得することができます。

公益社団法人 滋賀県建築士会で、 CPDの登録・認定を行い、経審の評価アップ

滋賀県建築士会でCPD登録をして高評価へ一直線!



技術者の
CPD登録

プログラム認定
CPD認定研修会
等の実施

CPD実績
証明の発行

経審
UP



CPDの単位取得の流れ

技術者のCPD登録

CPD認定プログラム
(研修会・見学会・講習会等)を受講

受講したプログラムに応じて
単位を取得・蓄積

実績証明書を発行
(蓄積した取得単位)

経審やCPD評価有の入札に
おいて加点対象

技術者のCPD登録の申込・お問い合わせは
公益社団法人 滋賀県建築士会

TEL 077-522-1615

月～金(祝日を除く)
9:00～17:15

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1丁目1-18建設会館3階
FAX:077-523-1602 E-mail: shiga-sa@mx.bw.dream.jp

滋賀県建築士会 検索 <http://www.kentikushikai.jp/>